

議案第 57 号

市道の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

記

別紙市道廃止路線調書による。

令和 6 年 6 月 7 日 提出

安曇野市長 太田 寛

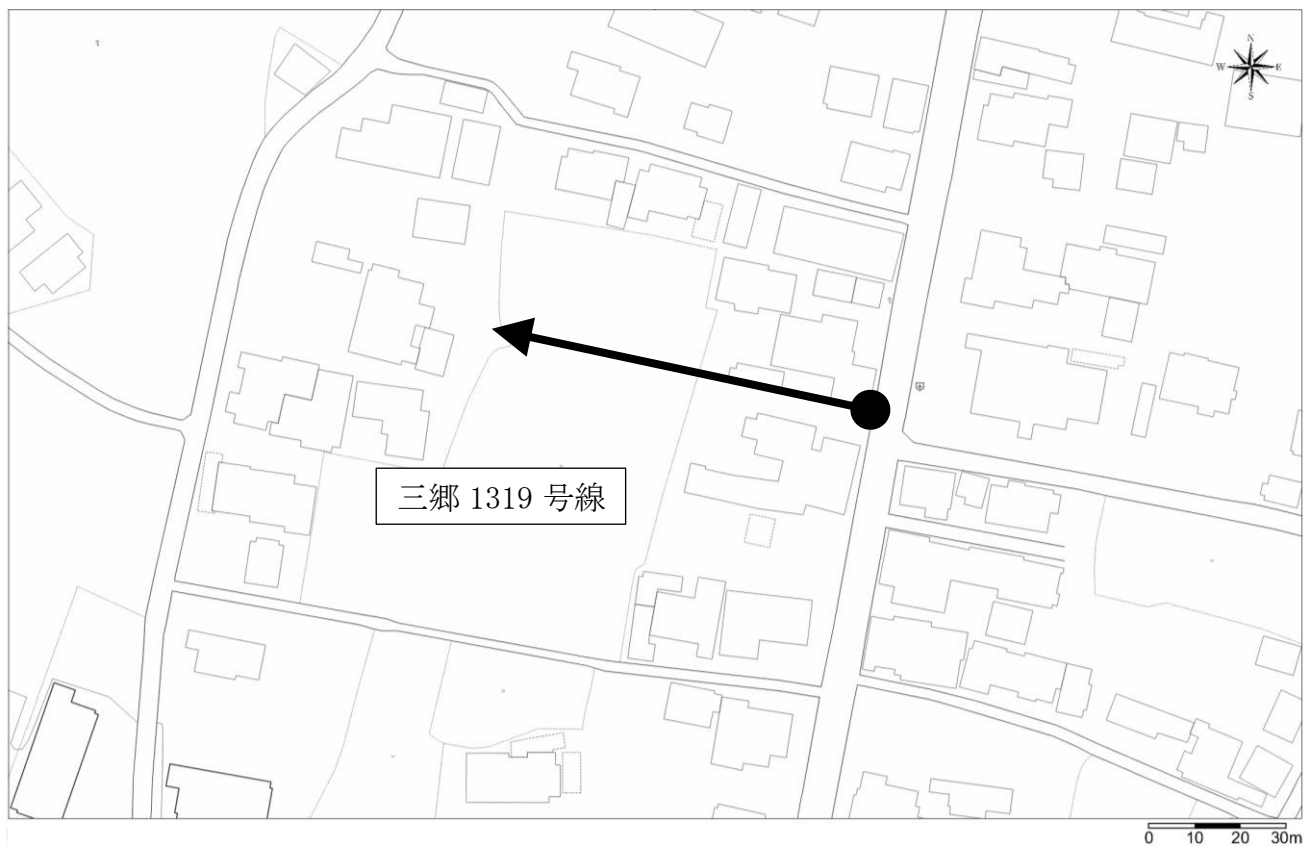
(別紙)

市道廃止路線調書

整理 番号	路 線 番 号	起 点 地 番	延 長 (m)	重要 な経 過地	廃 止 理 由
	路 線 名 称	終 点 地 番	幅 員 (m)		
1	31319	三郷明盛1674-1番地先	L = 84.9		路線変更に伴う廃止
	三郷1319号線	三郷明盛1675-1番地先	W = 1.7～2.2		

廃止路線位置図

整理番号 1



議案第 58 号

市道の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定したいので、議会の議決を求める。

記

別紙市道認定路線調書による。

令和 6 年 6 月 7 日 提出

安曇野市長 太田 寛

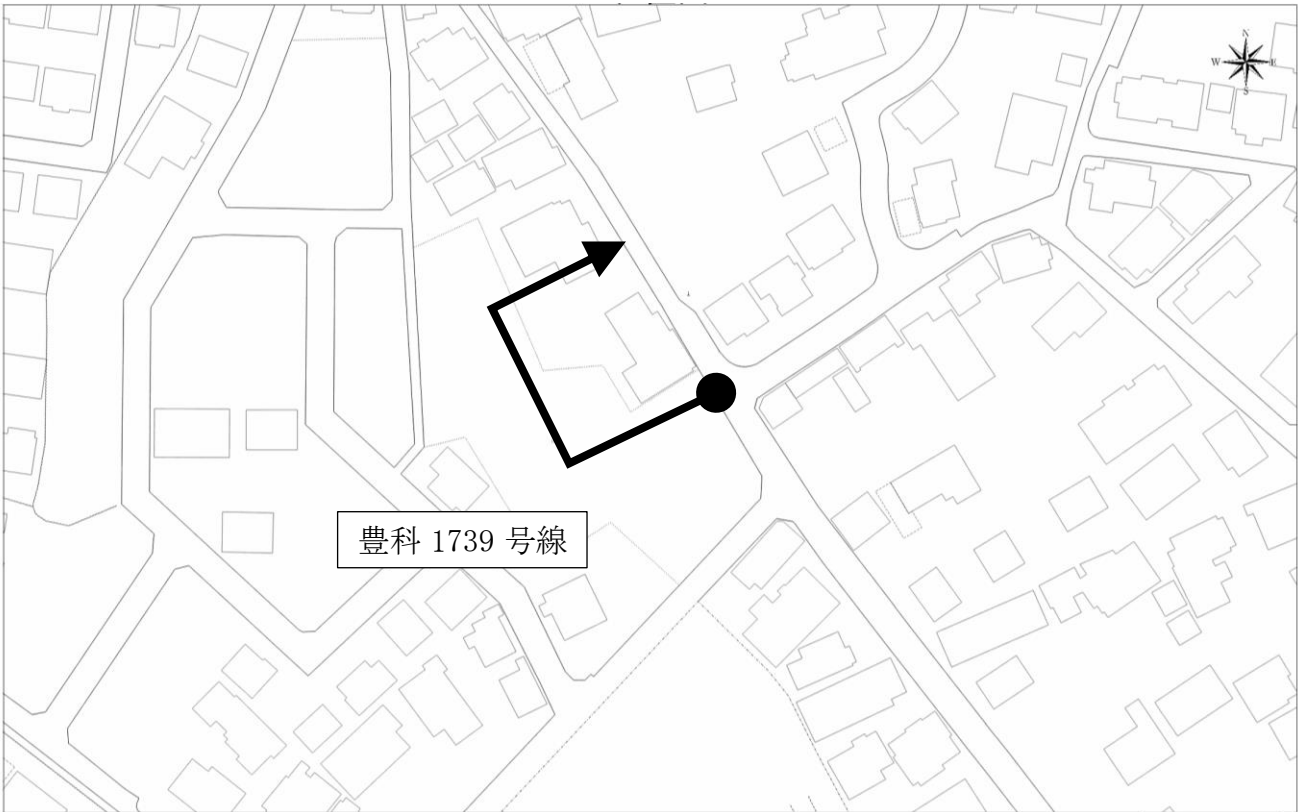
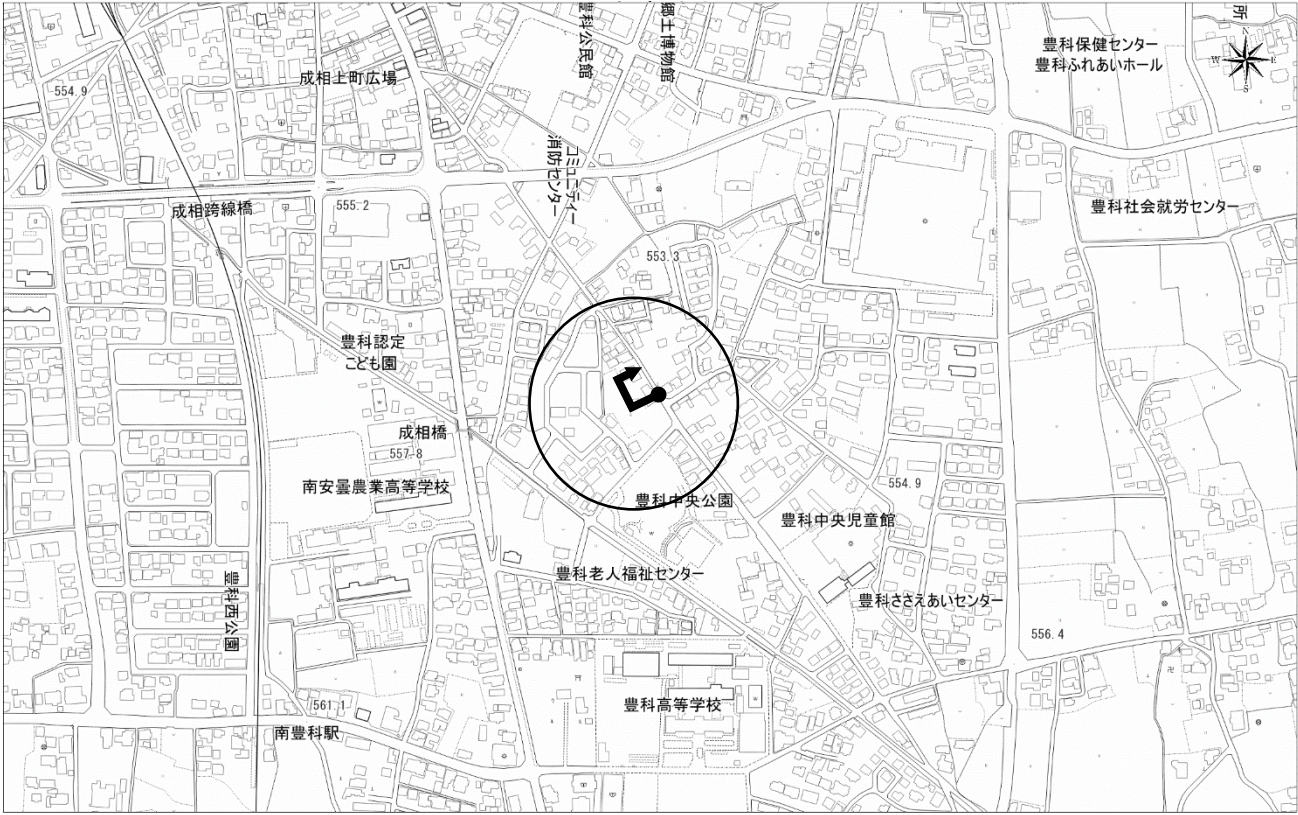
(別紙)

市道認定路線調書

整理 番号	路 線 番 号	起 点 地 番	延 長 (m)	重要 な経 過地	認 定 理 由
	路 線 名	終 点 地 番	幅 員 (m)		
1	11739	豊科4418-4番地先	L= 108.5		開発行為に伴う認定
	豊科1739号線	豊科4418-18番地先	W= 6.0		
2	12253	豊科南穂高5022-13番地先	L= 174.1		開発行為に伴う認定
	豊科2253号線	豊科南穂高5022-10番地先	W= 6.0		
3	31319	三郷明盛1677-1番地先	L= 39.0		路線変更に伴う認定
	三郷1319号線	三郷明盛1677-1番地先	W= 2.0～2.2		

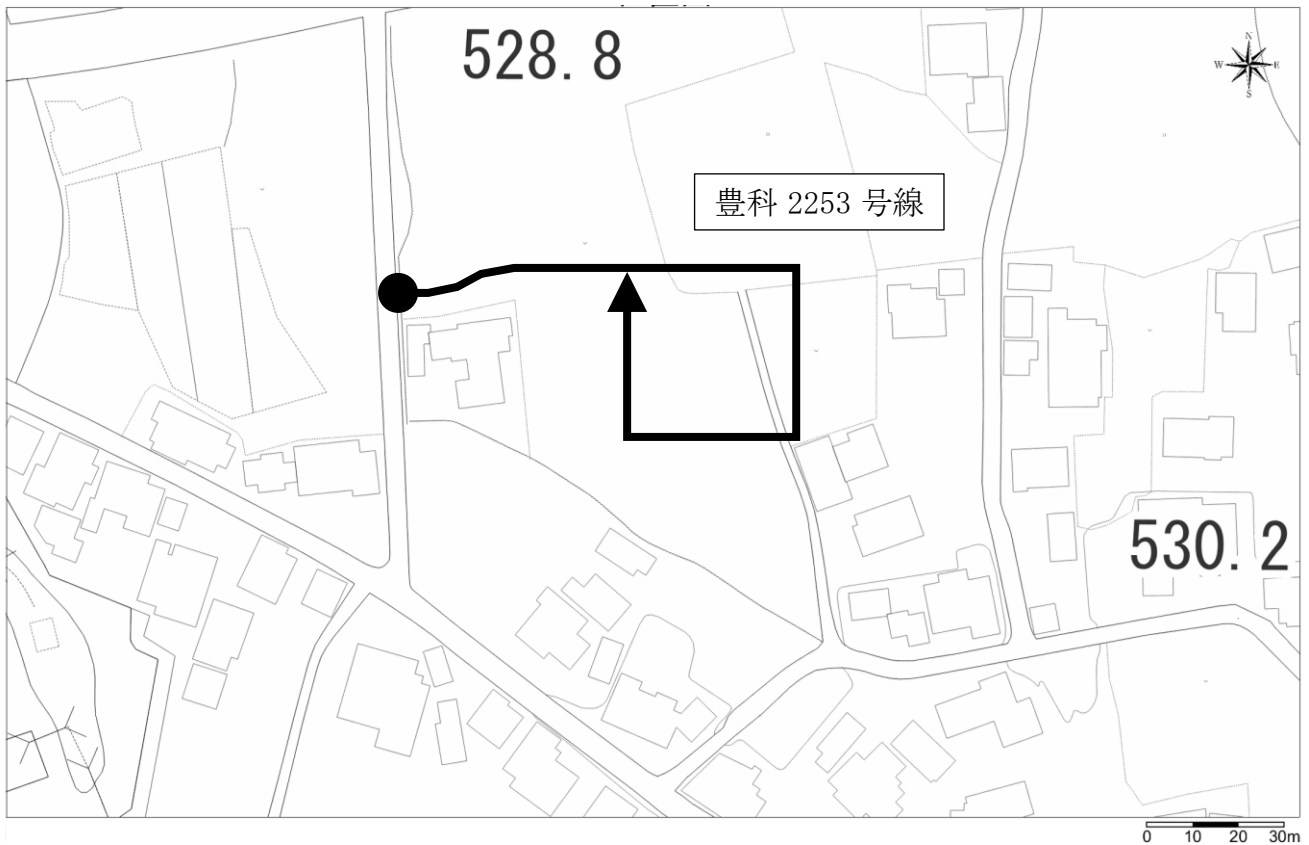
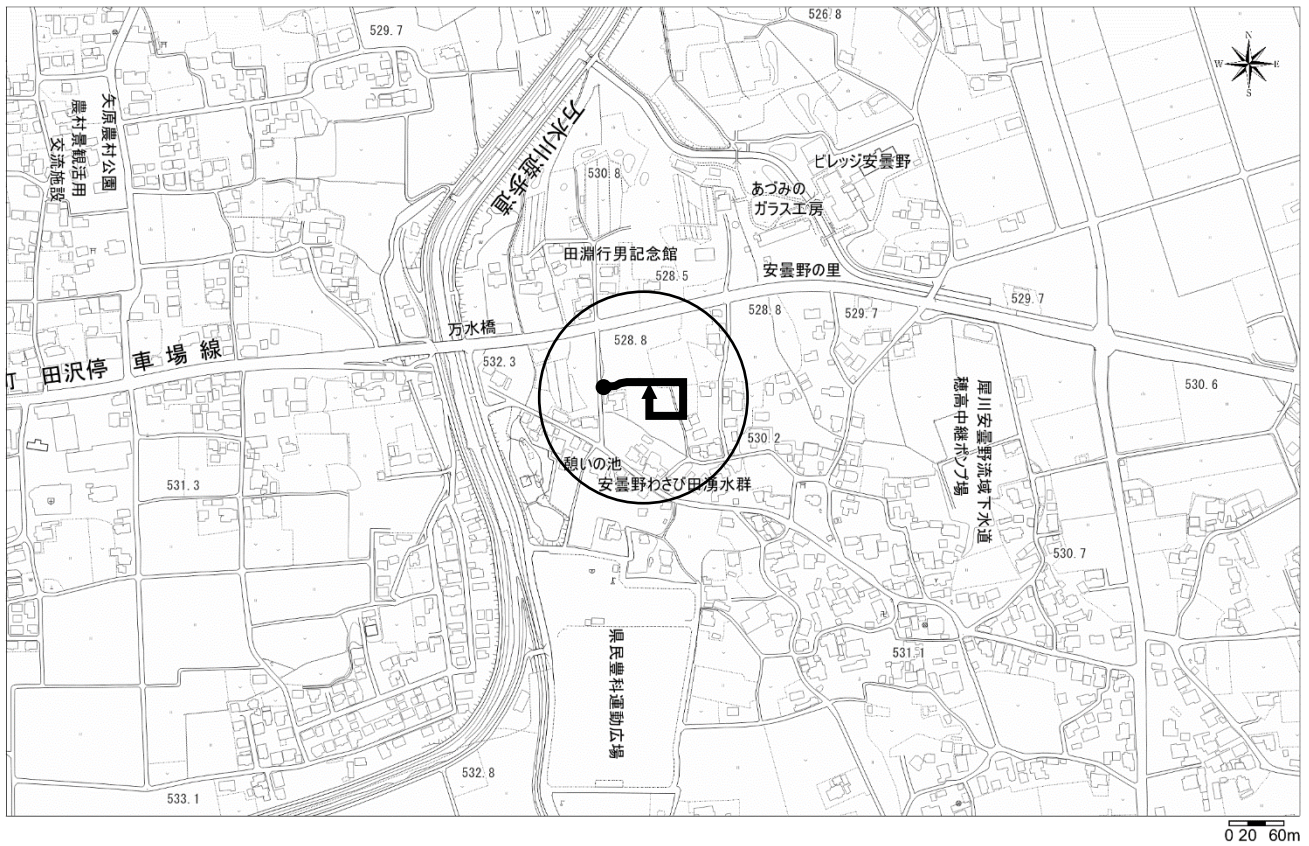
認定路線位置図

整理番号 1



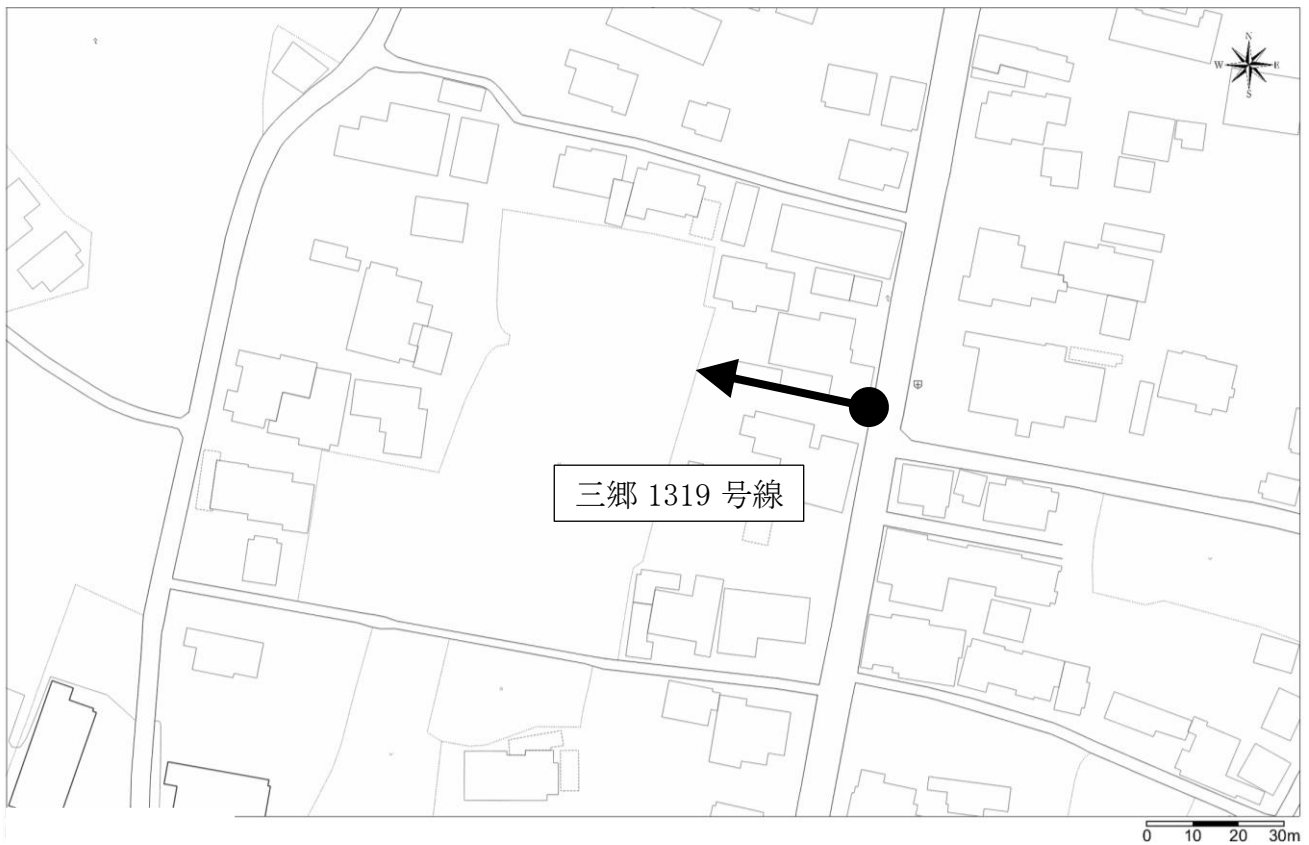
認定路線位置図

整理番号 2



認定路線位置図

整理番号 3



議案第 59 号

令和 6 年度（債務負担行為）豊科近代美術館大規模修繕工事事業大規模改修工事請負契約について

令和 6 年 5 月 14 日一般競争入札に付した令和 6 年度（債務負担行為）豊科近代美術館大規模修繕工事事業大規模改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 48 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 令和 6 年度（債務負担行為）豊科近代美術館大規模修繕工事事業 大規模改修工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 720,500,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 長野県安曇野市豊科南穂高 1562 番地
松本土建・丸山硝子特定建設工事共同企業体
代表 松本土建 株式会社 安曇野支店
支店長 平岡 亮 |

令和 6 年 6 月 7 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 60 号

令和 6 年度三郷公民館長寿命化工事請負契約について

令和 6 年 5 月 14 日一般競争入札に付した令和 6 年度三郷公民館長寿命化工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 48 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 令和 6 年度 三郷公民館長寿命化工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 410,300,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 長野県安曇野市豊科 4932 番地 39
株式会社 佐原建設
代表取締役 佐原 良彦 |

令和 6 年 6 月 7 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 61 号

令和 6 年度（債務負担行為）穂高地域福祉センター大規模改修工事請負契約について

令和 6 年 5 月 14 日一般競争入札に付した令和 6 年度（債務負担行為）穂高地域福祉センター大規模改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 48 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 令和 6 年度（債務負担行為）穂高地域福祉センター大規模改修工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 364, 100, 000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 長野県安曇野市穂高 5071 番地 2
株式会社 武井組
代表取締役 等々力 充 |

令和 6 年 6 月 7 日 提出

安曇野市長 太田 寛